

中国技術革新に係る優遇税制

Issue 5, November, 2021

In brief

中国政府はイノベーションおよび国家戦略「中国製造 2025」を推進し、また「第 14 次 5 カ年計画」でも最先端の技術を根付かせ、技術立国を目指しているため、研究開発をさらに推進する方針を打ち出しています。

本ニュースレターでは、技術革新に関する主な優遇税制の概要を解説します。

In detail

1. 高技術企業に係る優遇税制

(1) 優遇税制の概要

中国における高技術企業に係る優遇税制は、企業所得税法にて規定されており、下記の認定要件を満たし、政府関連部門より高技術企業の認定（以下、ハイテク企業の認定）を得たのちに税務局へ届出を行うことで、ハイテク企業の認定日の属する事業年度から適用が可能となります。本税制を適用する場合には、企業所得税の適用税率は 25%ではなく 15%に軽減されます。

また、ハイテク企業として認定される場合には繰越欠損金の使用期限が 5 年から 10 年へ延長されます。

認定要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 設立登記 1 年以上の企業 ② 自己研究開発、寄付、譲受、M&A 等の方法で主要製品(またはサービス)について技術の核心的な知的財産の所有権を保有していること ③ 主要製品に係る核心的な技術は「国家重点支援高技術領域」の範囲に帰属すること ④ 当事業年度の従業員に占める研究開発または技術革新業務に従事する人員の割合が 10%を下回らないこと ⑤ 直近 3 会計年度の研究開発費用が同期売上高に占める割合が一定の比率を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・直近 1 年度の売上高が 5 千万元以下: 5%以上 ・直近 1 年度の売上高が 5 千万元超～2 億元以下: 4%以上 ・直近 1 年度の売上高が 2 億元超: 3%以上 <p>※ただし、研究開発費用の総額のうち、中国国内で発生する研究開発費の額は 60%を下回ってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 直近年度のハイテク技術製品(またはサービス)収入が企業同期総売上高に占める割合は 60%を下回らないこと ⑦ 革新能力は一定の指標値に達していること ⑧ 申請認定の前年度に重大な安全、品質または環境に関しての違法行為が生じていないこと。
認定期限	3 年ごとに更新申請する必要があります。

(出所: 高技術企業認定管理弁法「国科発火[2016]32 号をもとに当法人が作成)

また、以下の資料を、将来の税務調査に備え、企業内部にて保管することも要件とされています。

保管資料	<ul style="list-style-type: none"> ① 高新技術企業認定証 ② 高新技術企業認定資料 ③ 知的財産権関連資料 ④ 年度主要製品(サービス)の核心的な技術が「国家重点支援高新技術領域」規定範囲に属していることに関する説明資料 ⑤ 年度の従業員および科学技術人員状況証明資料 ⑥ 当年度および前年、前々年度の研究開発費用が同期売上高に占める割合、研究開発費用管理資料および研究開発費補助簿、研究開発費用構成明細表(指定様式あり)
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(出所:「高新技術企業所得税優遇政策関連問題に関する公告」国家税務総局[2017]24号公告をもとに当法人が作成)

(2) ハイテク企業における税務リスク

ハイテク企業の認定手続きは税務部門ではなく科技部門によってなされます。地方の科技部門は、中央政府から課された認定数の増加という目標達成のために、認定に係る審査を厳格に行わない場合があるといわれています。例えば、企業において認定要件の充足性に多少の問題があったとしても、認定されてしまうケースも見受けられます。

これに対して、税務局は、ハイテク企業の認定が増えることにより税収が減少するため、税務調査の段階においてハイテク企業の認定要件の充足性について詳細に調査します。税務調査において要件を満たさないことが判明した場合には、軽減税率 15%の適用を取り消され、過年度を含む税額の追徴、延滞金支払いのほかペナルティーが発生する場合があります。

また、日本本社の中国子会社を含む多くの外資系企業は、費用、時間をかけて培ってきた核心的な技術に係る権利を本社で保有し、中国子会社のみならず他の国内外子会社に技術を使用許諾する形式を採用しています。従って、このような場合には、中国子会社がハイテク企業の認定の要件の一つである「主要製品の核心的な技術の所有権の保有」を満たせないため留意する必要があります。

ハイテク企業の認定を受けると本税制優遇に加え、地方政府からの財政補助も受けられる場合があり、日本本社の中国子会社にとってさらに有利になります。ただし、将来の税務調査を見据えて要件の充足性を厳密に検討すべきといえます。

2. 技術先進型サービス企業に係る優遇税制

中国税務当局は、サービス業に対する技術導入を促進するために、2016年に技術先進型サービスを提供する企業に対して企業所得税の適用税率を15%に軽減する優遇政策を一部の地域にて先行して適用を開始し、その後、2018年に中国全土へ適用の範囲を拡大しました。

技術先進型サービス企業に係る優遇税制の認定要件は以下の通りです。

<ul style="list-style-type: none"> ① 中国国内に登記している法人 ② 「技術先進型サービス業務認定範囲」のうちの一つもしくは複数業務に従事し、先進的な技術もしくは設備を採用して高い研究開発の能力を有していること ③ 高等専門学校以上の学歴を保有している従業員が全従業員の50%以上を占めること ④ 「技術先進型サービス業務認定範囲(試行)」に列挙される業務の売上高が当年度の総売上高の50%以上を占めること ⑤ オフショアサービス業務の売上高が企業の総売上高の35%を下回らないこと

(出所:「サービス貿易発展試験地域技術先進型サービス企業所得税政策の全国実施推進に関する通達」財税[2018]44号をもとに当法人が作成)

また、当該優遇税制の認定要件のうち、「技術先進型サービス業務認定範囲」は以下の通りです。

大分類	小分類	適用サービス等の内容
コンピュータおよび情報サービス	情報システム集積サービス	システム集積コンサルティングサービス、システム集積エンジニアリングサービス、ハードウェア設備組立・ソフトウェアインストールおよび調整、ならびに関連維持サービス、システム運用検査監督、トラブルシューティング、バージョンアップ等を含む保守運営サービス
	データサービス	データ保管・管理サービス、データ企画、評価、監査、コンサルティング、クレンジング、整理、応用サービス、データ増値サービス等の提供、その他未分類データ処理サービスの提供
研究開発および技術サービス	研究および実験開発サービス	物理学、化学、生物学、遺伝学、工学、医学、農業科学、環境科学、人類地理科学、経済学、人文科学等領域の研究および実験開発サービス
	工業設計サービス	製品の材料、構造、形状、色及び表面処理に関する設計及び選定に課するサービス、製品に対する総合設計サービス、即ち製品外観の設計、機械構造及び回路設計等のサービス
	クロスボーダーに係る知的財産権の使用許諾および譲渡	クロスボーダーに係る知的財産権の使用許諾および譲渡とは、国外機構に特許、著作権等を使用許諾するもしくは譲渡することをいう
文化技術サービス	文化製品のデジタル制作および関連サービス	舞台演目、音楽、美術、文物、無形文化遺産、文献等の文化内容および各種出版物のデジタルへの転化および開発、デジタル技術の伝播、商業文化製品等関連サービス等
	文化製品の対外翻訳、吹替および制作サービス	国産製品の外国言語への翻訳または吹替、外国製品の中国語への翻訳または吹替、その他関連制作サービス
漢方薬と医療サービス	漢方薬医療保健および関連サービス	漢方薬関連のリモート医療保健、教育訓練、文化交流等のサービス

(出所:「サービス貿易発展試験地域技術先進型サービス企業所得税政策の全国実施推進に関する通達」財税[2018]44号をもとに当法人が作成)

技術先進型サービス企業として認定された場合、企業所得税において軽減税率の適用があるだけでなく、業務によっては、増徴税について免除もしくはゼロ税率の適用の可能性があります。

3. 研究開発に係る所得の追加控除

(1) 研究開発費追加控除の概要

技術革新を強化する税制として企業の研究開発費に係る所得の追加控除制度が挙げられます。当該追加控除に係る優遇税制は先述 1. または 2. の優遇税制と併用して適用できます。

新技術、新製品、新工程を開発する際の無形資産の形成の有無および業種に応じて中国企業所得税法における追加的な所得控除が以下のように規定されています。企業の研究開発をさらに促進させるために当該追加控除率は引き上げられてきています。

現時点で適用されている追加的所得控除率は以下の通りです。

製造業	<ul style="list-style-type: none"> 無形資産を形成しない研究開発費用(当期の費用として計上した額に限る)の実際発生額に加え、追加として実際発生額の 100%相当額を所得控除 無形資産を形成する場合、無形資産償却費に加え、追加として償却費の 100%相当額を所得控除 ※2021年1月1日から適用されています。
製造業以外の業種	<ul style="list-style-type: none"> 無形資産を形成しない研究開発費用(当期の費用として計上した額に限る)の実際発生額に加え、追加として実際発生額の 75%相当額を所得控除 無形資産を形成する場合、無形資産償却費に加え、追加として償却費の 75%相当額を所得控除 ※2023年12月31日まで制度の適用が延長されています。

(出所:「研究開発費用税前追加控除比率に関する通達」財税[2018]99号、「部分税収優遇政策執行期限の延長に関する公告」財政部・税務総局公告[2021]6号、さらなる研究開発費税前追加控除政策の完備に関する公告」財政部税務総局[2021]13号公告をもとに当法人が作成)

当該追加控除の適用対象企業および研究開発業務範囲等は以下の通りです。

研究開発費追加控除対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 煙草製造業、宿泊飲食業、卸売小売業、不動産業、リースサービス業、娯楽業等以外の企業に適用
追加控除対象外研究開発業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の製品（またはサービス）のルーチン的なバージョンアップ ・ ある科学研究成果への直接応用業務、また公開新工程、材料、装置、製品、サービス等を直接採用した場合の業務 ・ 商品化後の顧客に対して提供する技術活動 ・ 現存製品、サービス、技術、材料または工程に対しての重複もしくは簡単な改変 ・ 市場調査研究、効率調査、および管理研究 ・ 工業（またはサービス）フローまたはルーチン的な品質管理、検査分析、維持管理業務 ・ 社会科学的研究、技術または人文学に関する研究
研究開発費用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発活動者の人件費 ・ 研究開発業務に係る直接費用 ・ 研究開発業務用設備等の減価償却費 ・ 研究開発費に使用する無形資産の償却費用 ・ 新製品設計費、新工程規程制定費用、新薬に係る臨床試験費等 ・ その他関連費用 <p>なお、国外委託研究開発費は、実際発生額の 80%を国外委託研究開発費として計上、当該研究開発費のうち国内の 2/3 を超過しない部分のみが追加控除対象とされる。</p>
保管すべき資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主、委託、合作研究開発計画および企業主管部門の自主、委託、合作開発計画等に関する決議文書 ・ 自主、委託、合作研究開発専門機構またはプロジェクトの編成状況および研究開発人員名簿 ・ 科技部門に登録している委託、合作研究開発プロジェクトの契約書 ・ 研究開発活動従事者および研究開発活動用器械、設備、無形資産の費用の按分説明 ・ 集中研究開発費決算表、集中研究開発項目按分状況表および実際の収益比率等の資料 ・ 研究支出の補助簿および集計表 ・ その他関連資料

(出所:「研究開発費用税前追加控除政策に関する通達」財税[2015]119号、「企業の国外委託研究開発費用税前追加控除関連政策問題に関する通達」財税[2018]64号をもとに当法人が作成)

(2) 研究開発費追加控除適用における税務リスク

追加的所得控除を適用した場合には、研究開発支出に関する補助簿の設置が義務づけられています。税務調査において問題が生じないようにするため当該補助簿の精度を上げることが必要といえます。具体的には、対象研究開発費用を他の事業活動費用と明確に区分して正確かつ合理的に計算する必要があります。明確に区分されていない場合には、税務調査において追加的所得控除が認められず、追徴課税の生じる可能性があります。また、ハイテク企業の認定に係る優遇税制と併用して適用している場合には、追加控除に係る対象研究開発費はハイテク企業の認定のそれよりも範囲が狭いため留意する必要があります。

The takeaway

従来、技術革新に係る優遇税制は適用前に税務局から認可を取得していたため、税務調査において非違が指摘されるケースは多くありませんでした。しかしながら、近年、許認可制度から届出制度へ変更され、要件の充足性は企業の自主的判断事項となり、誤った判断によって多額の追徴課税が生じるケースが散見されています。よって、税法に従った優遇税制の要件の充足性をより厳密に判断する必要があるといえます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
白崎 亨

シニア マネージャー
佐々木 敏子

PwC 税理士法人は、企業税務、国際タックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 156 カ国に及ぶグローバルネットワークに 295,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.